

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月厚生労働省令)

第7条第2項

指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

○「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針」(平成14年8月老健局計画課長通知)における

入所の必要性を判断する基準

(1) 基準省令に挙げられている勘案事項

- ・ 「介護の必要の程度」については、要介護度
- ・ 「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなど

(2) その他の勘案事項

- ・ 居宅サービスの利用に関する状況

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者42.1万人のうち、在宅で要介護度が重い申込者が6.7万人。要介護度3以下の申込者が24.3万人おり、在宅でない申込者も22.2万人いる。

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)